

## 社会保険等未加入対策についてよくある質問

Q 1 社会保険等の「等」とは何か。

A 1 健康保険（協会けんぽ、健康保険組合等）及び厚生年金保険が社会保険に分類され、雇用保険が労働保険に分類されるため、社会保険等という総称を使用しています。

Q 2 従業員（労働者）が国民健康保険組合に加入していても、社会保険等未加入建設業者となるのか。

A 2 契約を行う事業主が社会保険等に加入しているかで判断するもので、従業員（労働者）が市町村の国民健康保険に加入していても、加入義務のある事業主が未加入の場合は認められません。なお、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化したとき、又は常時使用する従業者が5人以上に増加したときに事業主として社会保険等への加入に必要な届出手続を行ってれば、社会保険等未加入建設業者とはなりません。

Q 3 受注者（元請負人）は、下請負人が社会保険等に加入しているかどうかをどのように確認するのか。

A 3 下請負人が経営事項審査を受審している場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄に、加入していれば「有」又は適用除外の場合は「除外」と表示されていることから、それらの表示により確認を行うことができます。

また、下請負人が経営事項審査を受審していない場合は、各保険料の領収書等により確認を行ってください。

○健康保険又は厚生年金保険

「領収証書」、「社会保険料納入証明書（申請）書」又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」

○雇用保険

「領収済通知書」及び「雇用保険資格取得等確認通知書」又は「雇用保険被保険者証」

Q 4 どのような場合に社会保険等が適用除外となるのか。

A 4 健康保険及び厚生年金保険については、いわゆる一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主が適用除外となります。

また、雇用保険については、『1週間の所定労働時間が20時間未満である者』や、『同一の事業主に31日以上雇用されることが見込まれない者』、『一人親方で被保険者となる労働者が0人である者』については、適用除外とされています。

なお、社会保険等において、一人親方や常用雇用の従業者等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されることから、個々の業者の適用の有無については、年金事務所等にご確認ください。

Q 5 社会保険等に加入していない建設業者を下請負人とする場合は、いかなる場合でも禁止されるのか。

A 5 発注者が、社会保険等に加入していない建設業者を下請負人としていることを確認した場合には、元請負人に対して社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面の提出を求め（概ね1週間以内）ます。提出された書面を元に、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合等は、例外的に認めることがあります。

Q 6 建設業許可を受けることを要しない建設業者を下請負人とする場合は禁止されるのか。

A 6 建設業許可を受けることを要しない建設業者（500万円未満の建築一式工事以外の建設工事のみを請け負うもの等）を下請負人とする場合は、禁止していません。

Q 7 なぜ、建設業許可を受けることを要しない建設業者を下請負人とするのが禁止されていないのか。

A 7 この取組は、企業単位で、建設業許可業者の加入率100%を目指すものであることから、建設業許可を必要としない建設業者を下請負人とすることを禁止していません。

Q 8 受注者（元請負人）に課されるペナルティーは具体的には、どのような内容か。

A 8 二次以降の下請負人が社会保険等未加入であった場合（令和元年10月1日から実施）

ア 制裁金の請求（社会保険等未加入建設業者が締結した二次以降の下請契約の最終請負代金額の100分の5に相当する額）

イ 指名停止

ウ 工事成績評定の減点

（参考）

○ 一次下請負人が社会保険等未加入であった場合

ア 制裁金の請求（社会保険等未加入建設業者と締結した一次下請契約の最終請負代金額の10分の1に相当する額）

イ 指名停止

ウ 工事成績評定の減点

○ 受注者（元請負人）が未加入の場合は、一般競争入札（条件付）の場合は、公告共通事項の定めにより入札自体に参加できない。また、指名通知の場合は、指名通知書により、入札無効としています。

Q 9 当初は社会保険等に未加入であった下請負人が、社会保険等に参加した場合や、下請契約を解除した場合はどうなるのか。

A 9 社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合、原則としてペナルティーの対象となりますが、下請契約の履行が全く行われていない場合において、下請負人が社会保険等に参加したとき、又は下請契約の解除を行ったときは、ペナルティーの対象としません。

Q 10 当初は、社会保険等に参加済みとして施工体制台帳等が提出されたが、その後において、下請負人の中に社会保険等未加入建設業者がいたことが判明した場合はどうなるのか。

A 10 元請負人が確認した時点で、社会保険等が適用除外であった建設業許可を有する下請負人が、その後新たな従業者を雇用したこと等により、社会保険等の加入義務が生じた場合や、理由書面が提出され、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合を除き、ペナルティーの対象となりますので、元請負人にとっては、下請負人の選定に当たり、社会保険等の加入状況を十分に確認してください。

また、労働者の就業形態等によって適用除外とならない場合もあることから、

元請負人にとっては、年金事務所等に適用除外となる要件を確認した上で判断して下さい。

Q 1 1 受注者（元請負人）が確認した時点では社会保険等が適用除外であった下請負人が、その後に新たな従業者を雇用したこと等により社会保険等の加入義務が発生した場合はどうなるのか。

A 1 1 発注者が指定する期間内に下請負人が社会保険等に加入すれば、ペナルティーの対象にはなりません。

Q 1 2 元請負人が確認した時点では、社会保険等が適用除外であった下請負人が、その後に新たな従業者を雇用したこと等により、社会保険等の加入義務が発生した場合はどうなるのか。

A 1 2 速やかに受注者に対し理由書面の提出を求めする必要があります。なお、理由書面が提出され、発注者が指定する期間内に下請負人が社会保険等に加入すれば、ペナルティーの対象にはなりません。

Q 1 3 社会保険等未加入建設業者である下請負人が、現場着手は行っていないが、既に契約の一部を履行していた場合はどうなるのか。

A 1 3 一部でも下請契約が履行されている場合は、理由書面が提出され、当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合を除き、ペナルティーの対象となります。

Q 1 4 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

A 1 4 この度の取組は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づく加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものであり、個々の労働者についてまで加入状況の確認を行うものではありません。

なお、個々の労働者でも加入義務がある場合には、適切な保険に加入する必要があります。